

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号  
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月21日条例第65号

**改正**

平成28年12月22日条例第56号

平成29年3月27日条例第1号

平成29年6月26日条例第17号

平成29年12月26日条例第34号

平成30年6月26日条例第55号

令和元年9月27日条例第12号

令和3年6月25日条例第19号

令和3年9月29日条例第32号

令和4年12月23日条例第42号

令和6年3月25日条例第11号

令和6年9月30日条例第50号

令和7年6月25日条例第39号

令和7年12月23日条例第66号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号  
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、法の例による。

(個人番号を利用することができる事務)

**第3条** 別表第1の左欄に掲げる機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必

要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 2 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務（以下「特定個人番号利用事務」という。）を所掌する機関は、当該事務の処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに記載され、又は記録された同号に規定する利用特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- 3 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務の処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに記載され、又は記録された同表の右欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- 4 法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、前2項の規定は、適用しない。

（特定個人情報の提供）

**第4条** 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

（提出書類に関する特例）

**第5条** 第3条の規定による個人番号の利用があった場合又は前条の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該個人番号に係る特定個人情報又は当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出又は提示が義務付けられているときは、当該書面の提出又は提示があったものとみなす。

（委任）

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第4項の規定は、法附則第1条第5号に定める日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月27日条例第1号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

**附 則**（平成29年6月26日条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年12月26日条例第34号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年6月26日条例第55号）

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

**附 則**（令和元年9月27日条例第12号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年6月25日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年9月29日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和4年12月23日条例第42号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年3月25日条例第11号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、第1条の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則**（令和6年9月30日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和7年6月25日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和7年12月23日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の17の項の改正規定は令和8年1月1日から、同表24の項の改正規定は同年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

機関	事務
1 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって規則で定めるもの
2 市長	川口市障害者福祉手当支給条例（昭和45年条例第17号）による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第22号）による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	川口市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第38号）による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第35号）による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	川口市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第47号）第2条第4号に規定する市単独住宅（以下「市単独住宅」という。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を一元的に管理するための機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）により、経済的理由によって現に就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して支給する就学に必要な扶助（以下「就学援助」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「準生活保護関係情報」という。）又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「生活保護関係事務」という。）であって規則で定めるもの	地域生活支援事業関係情報、重度心身障害者医療費関係情報、障害者福祉手当関係情報、子ども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「準	地域生活支援事業関係情報、重度心身障害者医療費関係情報、障害者福祉手当関係情報、子ども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	生活保護関係事務」という。)であって規則で定めるもの	
5 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	介護保険法による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、準生活保護関係情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通	準生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	
10 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
12 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務	生活保護関係情報、準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	であって規則で定めるもの	
14 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
15 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
16 市長	川口市障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、子ども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報、後期高齢者医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

18 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、地域生活支援事業関係情報又は児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
19 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
20 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
21 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
22 市長	川口市子ども医療費の支給	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係

	に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	情報、重度心身障害者医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
23 市長	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、重度心身障害者医療費関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報、子ども医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報、後期高齢者医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
24 市長	児童福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
25 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
26 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であ	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	って規則で定めるもの	
27 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
28 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
29 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
30 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
31 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
32 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
33 市長	住宅地区改良法（昭和35年法	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって

	<p>律第84号) による改良住宅 (同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>規則で定めるもの</p>
34 市長	<p>市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
35 市長	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
36 市長	<p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>特定個人番号利用事務に係る情報、介護保険法による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務に係る情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務に係る情報、川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する事務に係る情報、川口市子ども医療費の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務に係る情報、川口市ひとり親家庭等の医療費の</p>

		支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務に係る情報又は市単独住宅の管理に関する事務に係る情報であって規則で定めるもの
37 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
38 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
39 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	特定個人番号利用事務に係る情報又は就学援助に関する事務に係る情報であって規則で定めるもの

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域生活支援事業関係情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報をいう。
- (2) 重度心身障害者医療費関係情報 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する情報をいう。
- (3) 障害者福祉手当関係情報 川口市障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する情報をいう。
- (4) 子ども医療費関係情報 川口市子ども医療費の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する情報をいう。
- (5) ひとり親家庭等医療費関係情報 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する情報をいう。
- (6) 地方税関係情報 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。
- (7) 中国残留邦人等支援給付関係情報 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し

た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する情報をいう。

(8) 障害者関係情報 児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報をいう。

(9) 国民健康保険給付関係情報 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報をいう。

(10) 後期高齢者医療保険給付関係情報 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報をいう。

**別表第3（第4条関係）**

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護関係事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	準生活保護関係事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの
		市長	生活保護関係情報又は準生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事	市長	準生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	務であって規則で定めるもの		
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による 住登外者の情報の管理に関する事 務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則 で定めるもの